

舞鶴市総務部契約検査室契約課

建設工事の入札参加資格に係る解体工事の新設について（お知らせ）

建設業法の改正により、建設業許可の種類に「解体工事業」が新設されたことに伴い、平成 29 年度の建設工事の入札参加資格審査から「解体工事」を新設しますので、入札参加資格審査に必要な内容及び格付の経過措置等についてお知らせします。

1. 建設業法改正の経過措置

(1) 経過措置の該当者

平成 28 年 6 月 1 日（法施行日）時点で「とび・土工工事業」の許可で解体工事業を営んでいる者

(2) 経過措置の内容

ア 建設業許可

法施行日から 3 年間は、「解体工事業」の許可を受けずに解体工事の施工が可能。

イ 経営事項審査

法施行日から 3 年間は、従来の「とび・土工工事業」の枠組みでの総合評定値の通知を受けられる。

2. 市内業者の入札参加資格審査の取扱

対象	区分	入札参加資格審査の申請			
		H29 登録 (H29.2 受付)	H30 登録 (H30.2 受付)	H31 登録 (H31.2 受付)	H32 登録 (H32.2 受付)
経過措置の該当者	建設業許可	「とび・土工工事業」許可で申請可 (「解体工事」の許可は問わない)		「解体工事業」許可必要	
	経営事項審査結果及び要件	「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」 (経過措置表示のない経審の場合は「とび・土工・コンクリート」)	「とび・土工・コンクリート・解体 (経過措置)」		「解体」
		上記の審査を受けており、かつ完成工事高が「0」でないこと			
	格付の経過措置	H28 年度までの「とび・土工・コンクリート」の格付経過を引き継ぐ			
上記以外の者	建設業許可	「解体工事業」許可必要			
	経営事項審査結果及び要件	「解体」			
		上記の審査を受けており、かつ完成工事高が「0」でないこと			
	格付の経過措置	なし			

3. 市外業者の入札参加資格審査の取扱

建設業許可、経営事項審査結果及び要件は市内業者と同じ。(格付の経過措置なし)  
平成 28 年度の「とび・土工・コンクリート」登録業者は、平成 29 年度の「解体」登録業者とみなす。